

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 片岡 誠 様 あて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門三丁目25番2号 虎ノ門 E S ビル7階 特許業務法人大谷特許事務所		P C T 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [P C T 規則 43 の 2.1]	
		発送日 (日.月.年)	28.08.2018
出願人又は代理人 の書類記号 P2018-0944W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 1 8 / 0 2 4 8 7 7	国際出願日 (日.月.年) 29.06.2018	優先日 (日.月.年) 03.07.2017	
国際特許分類 (I P C) Int.Cl. C09D11/322(2014.01) i, B41J2/01(2006.01) i, B41M5/00(2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 花王株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 P C T 規則 43 の 2.1(a) (i) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input checked="" type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則 66.1 の 2(b) の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

見解書を作成した日 17.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (I S A / J P) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 林 建二 電話番号 03-3581-1101 内線 3483	4 V	6 1 1 9

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-15	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-15	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-15	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2012-92208 A (キヤノン株式会社)
2012. 05. 17, 特許請求の範囲, [0016]-[0071], 顔料分散体D, 実施例 36 等 (ファミリーなし)
- 文献2 : WO 2016/181797 A1 (花王株式会社)
2016. 11. 17, [0010]-[0011], [0085]-[0106], 表 2-5
& EP 3275949 A1 [0018]-[0021], [0230]-[0278], 表 2-5
& CN 107532025 A

文献1 - 2は国際調査報告で引用された文献である。

(1) 請求項1 - 3、5、12 - 15に係る発明は、文献1、2により進歩性を有しない。

文献1には、顔料及び樹脂微粒子等を含有するインクジェット印刷用水系インクが記載されており、当該樹脂微粒子がイソシアネート基、エポキシ基、アルデヒド基から選ばれる官能基を有すること、当該インクの他の成分としてその他の樹脂等を適宜含有しうること、当該インク的具体例には、カーボンブラック顔料、本願所定範囲の酸価を満たすスチレン-アクリル酸共重合体、グリシジル基等の官能基を有する樹脂微粒子 (本願のエポキシ化合物) からなる顔料分散体 (本願のA成分に相当) 等を含有するものが、インクジェット印刷した際に優れた画像密着性や耐屈曲性を有すること等も記載されている。

文献1には、当該インクとして、本願のB成分を含有するものが具体的に記載されていないものの、文献2に記載されているように、インクジェット印刷用水系インク中のエポキシ架橋された顔料分散体と共に併用される水不溶性ポリマー粒子として、ビニブラン701等の本願所定範囲の酸価を満たすカルボン酸モノマー及び疎水性モノマーからなるポリマーエマルジョンは周知のものであり、更に、これらの成分を併用することで吐出安定性、インク層の耐擦過性、耐水性、密着性等を向上しうることとも知られているから (文献2の [0010] - [0011], [0085] - [01 (補充欄に続く))

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)
JP 6304439 B1 [E, A]	04. 04. 2018	28. 08. 2017	06. 04. 2017

2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 2 欄の続き

06]、表2-5参照)、当該インクとして、本願所定のポリマーエマルジョンを含有させたものを採用することは、当業者が適宜なし得たことである。

そして、本願明細書段落[0088]の比較対照結果には、当該インクとして、本願所定のポリマーエマルジョン(B)を含有する実施例のものが、当該ポリマーエマルジョンを含有しない比較例2のものに対して画像堅牢性に優れることが記載されているものの、文献2の記載等を参酌すれば、当該インク中にポリマーエマルジョンを含有させることによってインク層の耐擦過性、耐水性、密着性等が改善し、結果として画像堅牢性が向上する程度の効果は、当業者であれば予測可能の範囲である。

(2) 請求項4、6-11に係る発明は、文献1、2により進歩性を有しない。

文献2に記載されているように、インクジェット印刷用水系インクに使用されるエポキシ架橋剤として、デナコールEX321L等の本願所定のグリシジルエーテル化合物は周知のものであるし(文献2の[0090]-[0091]参照)、更に、当該インク中の各成分の質量比や各成分の架橋度及び酸価等は、使用目的等に応じて適宜調整されるものでもあるから、当該インクとして、本願所定のようなものを採用することは、当業者が適宜なし得ることであり、それにより、本願発明が格別の効果を奏するものとは推認できない。